

市第8号議案

横浜市立中学校の授業中における傷害事件に係る保険給付についての和解

横浜市立中学校の授業中における傷害事件に係る保険給付について、次のように和解する。

平成23年5月24日提出

横浜市長 林 文子

1 当事者

甲 東京都千代田区九段北4丁目2番1号

全国健康保険協会

代表者 理事長 小林 剛

乙 横浜市

代表者

横浜市長 林 文子

丙 市内在住 男性（10歳代）

2 和解条項

(1) 乙及び丙は、甲に対し、本件事故に関し甲が行った保険給付（以下「本件給付」という。）に係る和解金として1,078,387円の支払義務があることを認める。

(2) 前項の和解金のうち、乙は323,516円を、丙は754,871円を、それぞれ負担する。

(3) 乙及び丙は、甲に対し、和解金1,078,387円を次のとおり支払う。

ア 乙は、甲に対し、平成23年8月末日限り、323,516円を甲の指定する方法により支払う。

- イ 丙は、甲に対し、平成23年8月末日限り、754,871円を甲の指定する方法により支払う。
- (4) 甲は、乙及び丙に対するその余の請求を放棄し、本和解条項に定めるほか、名目のいかんを問わず一切の請求をしない。
- (5) 甲と乙及び丙との間には、本件給付に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

提 案 理 由

横浜市立中学校の授業中における傷害事件に係る保険給付について、全国健康保険協会及び丙と和解したいので提案する。

参 考

事件の概要

- 1 平成20年2月28日 横浜市立港南台第一中学校グラウンドにおいて、2年生の選択授業（保健体育科）を受けていた生徒（以下「受傷生徒」という。）が、同授業を受けていた他の生徒（以下「加害生徒」という。）が投げた砲丸によって頭部を負傷する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。
- 2 平成20年6月から平成22年4月まで 全国健康保険協会は、受傷生徒に係る本件事故に係る療養に要した費用として、病院等に対し1,078,387円を支払った。これにより、全国健康保険協会は、受傷生徒が横浜市及び加害生徒に対して有する損害賠償請求権の一部をその保険給付の価額の限度において取得した。
- 3 平成22年6月から平成23年1月まで 横浜市、全国健康保険協会及び加害生徒との間で、上記保険給付に係る負担額等について話し合いが行われた。
- 4 平成23年2月7日 横浜市、全国健康保険協会及び加害生徒との間に和解の協議が調った。

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第11号まで省略)

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(第13号から第15号まで及び第2項省略)